

平成 27 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 ラクオリア創薬株式会社
 代 表 者 名 代表取締役 谷 直 樹
 (コード番号：4579)
 問 合 せ 先 常務執行役員 河 田 喜一郎
 (TEL. 052-446-6100)

**行使価額修正条項付き第 11 回新株予約権（第三者割当て）の発行及び
 コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 8 月 26 日開催の取締役会決議において、第 11 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 27 年 9 月 14 日
(2) 発行新株予約権数	3,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 5,150 円（総額 15,450,000 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：3,000,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は、平成 27 年 9 月 15 日以降平成 27 年 12 月 14 日まで（同日を含む。）の期間中は 278 円（以下「当初下限行使価額」といいます。）、平成 27 年 12 月 15 日以降平成 28 年 9 月 14 日まで（同日を含む。）の期間中は 510 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 3,000,000 株です。
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,384,450,000 円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 463 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 予 定 先	メリルリンチ日本証券株式会社

(9) そ の 他	<p>当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、以下の内容が定められています。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の指定 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ メリルリンチ日本証券による本新株予約権の取得に係る請求 <p>なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記の当社及びメリルリンチ日本証券の権利は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>
-----------	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「【資金調達の目的】」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、公募増資や MSCB 等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）より提案を受けた下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【本スキームの特徴】」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 【本スキームのデメリット】」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

【資金調達の目的】

①これまでの経緯

当社のビジネスモデルは Research Drive による継続的な開発候補品の創出と当社が所有する開発化合物の導出の実現による契約一時金収入、導出後における、確実なマイルストーン収入、ロイヤルティ収入を上げることです。既に3社との共同研究と5社7件の導出を実現しておりますが、医薬品開発には相当の時間がかかることもあり、継続的に現在保有しているプログラムの権利を積極的にその価値を上げて導出する必要があります。

平成27年2月27日に発表いたしました中期経営計画の中で前事業年度に引き続き本年2月に国立大学法人名古屋大学（以下「名古屋大学」といいます。）と産学協同研究講座「薬剤科学・分析化学講座」と「新薬創成化学講座」の設置の契約を締結、化学研究部が本年8月に名古屋大学東山キャンパスに移転することに加え、当社が現在取り組んでいる「新薬の種を大学発シーズから創出し、ライセンスアウトで収益を上げる創薬事業」が、経済産業省中部経済産業局の「中小企業新事業活動促進法」に基づく、「異分野連携による新事業分野開拓計画（新連携計画）」で、本事業モデルが、採択・認定されたことにより、アカデミア（名古屋大学等）との産学連携による創薬研究の本格的な加速化が可能となりました。

その実現に向けては、産学連携のシナジーを最大限に発揮できる体制と探索研究プラットフォームの充実が不可欠であり、また、引き続きのアカデミア/ビジネスパートナーとの共同研究の推進により、魅力的なリード化合物/開発化合物の創出を目指して、効率的な研究開発投資と探索研究体制の構築に注力していきます。

臨床試験段階においては、多額の研究開発費が必要となるため、当社における研究開発に関わる費用及びリスク負担を軽減することを目的とし、当社保有の開発化合物について、コアである各消化器疾患プログラムのグローバルでの臨床開発に加え、この度、プログラム導出先であった Durata 社（現 Allergan 社）から日本権利を再取得したダルババンシンの自社による日本における臨床開発の検討等、開発段階のアップによるプログラムの価値向上と早期における導出による契約一時金の獲得を目指しております。

共同研究による新たなシーズの開発と有望な開発プログラムの開発促進に加え、継続的な事業費用の圧縮・適正化を進めることで、次事業年度以降におけるロイヤルティー等の安定収益獲得までの資金調達を引き続き計画しております。

開発プログラムの「選択と集中」の中で、消化器疾患領域を重点領域として掲げ、当該プログラムを「Core プログラム」と位置づけ、自社による開発も含め、化合物の価値を上げるため、内部リソースを集中し、魅力あるプログラムとして、早期の収益獲得を目指しております。

消化器疾患領域の主な開発プログラムとしては、自社で臨床第 I 相単回投与試験を米国で実施し、日本で本年 7 月に臨床第 I 相試験を終了したアシッドポンプ拮抗薬（化合物コード：RQ-0000004、以下「RQ-4」といいます。）と、同じく自社で臨床第 I 相試験を英国で実施した 5-HT₄ 受容体部分作動薬（化合物コード：RQ-0000010、以下「RQ-10」といいます。）があります。現在、両プログラムともアジア地域（日本を除きます。）の権利を韓国の CJ Healthcare Corporation（旧 CJ 第一製糖株式会社）に導出しております。RQ-4 は、既に韓国における臨床第 II 相試験を終了し、臨床第 III 相試験を本年 5 月に開始しております。

先にあげた当社の重要な開発ポートフォリオのうち、アシッドポンプ拮抗薬（RQ-4）は、既に開発を開始している米国及び韓国での臨床試験の成績を踏まえ、胃食道逆流症治療薬としての第一選択薬であるプロトンポンプ阻害薬（PPI）の売り上げが年々増加している日本国内で、胃食道逆流症を適応症として臨床第 I 相試験を終了し、良好な結果があらわれております。現在、本プログラムは、提携に関する協議を開始しており、本事業年度内の導出に向けて協議を加速してまいります。

機能的胃腸障害（FGID）を適応症として開発中の 5-HT₄ 部分作動薬（RQ-10）は、Virginia Commonwealth University（VCU）での医師主導治験実施を目的として、FDA（アメリカ食品医薬品局）への治験申請、承認を取得しました。現在、医師主導治験実施に向けた準備を進めるため、VCU へのサポートを継続的に実施しております。

これらに加え、5-HT_{2B} 拮抗薬（RQ-00310941）は、本事業年度においては、前臨床試験（in vivo 薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験（GLP 基準）、安全性薬理試（GLP 基準））の結果を評価し、臨床ステージに進めることが可能と判断し、本年 7 月より臨床第 I 相試験を開始しております。

また、モチリン受容体作動薬（RQ-00201894）は、臨床第 I 相試験実施に必要な前臨床試験（in vivo 薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験（GLP 基準）、安全性薬理試（GLP 基準））が終了し、さらなる開発に問題になるような知見はなく、臨床ステージに進めるか、開発段階早期における導出を検討中であります。

上述のコアプログラム以外に当社は、平成 27 年 6 月 24 日付開示資料「ダルババンシンの日本における開発・販売・製造権の再取得のお知らせ」のとおり、ダルババンシン（抗 MRSA 抗菌剤、RQ-0000002）の日本における開発・販売及び製剤の製造に関する権利を本年 6 月 23 日に Durata Therapeutics, Inc.（現：Allergan 社）から再取得しております。ダルババンシンは、既に平成 26 年 7 月に米国で上市されており、また平成 27 年 3 月には欧州でも承認を獲得しています。ダルババンシンの日本国内の権利については、現在、複数の製薬企業より提携に関する打診を受け協議を開始しておりますが、一方で自社による臨床開発も視野に入れ、検討を開始しております。

当社は、このような背景から、適宜、適時に経営上のニーズに対応できるよう、資金調達を図るべく、平成 26 年 7 月 22 日に第 10 回新株予約権（第三者割当て）（以下「第 10 回新株予約権」といいます。）を発行しました。第 10 回新株予約権の当初調達予定額は、1,366,996,000 円（差引手取概算額）を想定しており、当社は、平成 27 年 7 月、第 10 回新株予約権の発行数 2,210 個のすべてについて行使を完了し、1,192,566,000 円（新株予約権の行使によって払い込まれた金額の総額）を調達しました。調達資金は、①アシッドポンプ拮抗薬（RQ-4）の日本における臨床第 I 相試験の計画及び実施、②5-HT_{2B} 拮抗薬（RQ-00310941）の臨床第 I 相試験の計画及び実施（一部）、③リード化合物の創出と開発化合物の前臨床試験等の研究開発投資に全額充当いたしました。なお、第 10 回新株予約権で充当を予定しておりました 5-HT₄ 部分作動薬（RQ-10）の研究開発費及びモチリン受容体作動薬（RQ-00201894）の初期臨床試験には進捗状況と優先順位に鑑み充当しておりません。

②資金調達目的

今回の資金調達の目的は、上述に基づき、①継続的なリード化合物の創出と開発化合物の前臨床試験、②現在進行中の 5-HT_{2B} 拮抗薬 (RQ-00310941) の臨床第 I 相試験、③ダルババンシンの臨床第 I 相試験、④5-HT₄ 部分作動薬 (RQ-10) の医師主導治験実施、⑤研究開発機器等の維持、更新等に伴う設備投資、⑥ロイヤルティー等の安定収入獲得までの研究開発費等の運転資金に充当することにあります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を1年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

【本新株予約権の行使の指定】

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、指定された数の本新株予約権を、40取引日の期間中に、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の10日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には40取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

【本新株予約権の行使の停止】

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

【本新株予約権の取得に係る請求】

メリルリンチ日本証券は、平成27年9月15日から平成28年8月14日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の当初下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成28年8月15日以降平成28年8月24日まで当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

【本新株予約権の譲渡】

コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 3,000,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成 27 年 7 月 31 日の総議決権数 157,672 個（発行済株式数 15,767,200 株）に対する最大希薄化率は、19.03%）。
- ③ 下限行使価額は、本新株予約権の行使可能期間の開始日から 3 ヶ月後の日までの期間（平成 27 年 9 月 15 日以降平成 27 年 12 月 14 日まで（同日を含む。）の期間）中は 278 円に設定されており、本新株予約権の行使が行われやすいように設計されている一方で、行使可能期間の開始日から 3 ヶ月経過後以降の期間（平成 27 年 12 月 15 日以降平成 28 年 9 月 14 日まで（同日を含む。）の期間）中は、既存株主の利益に配慮し、510 円）に引き上げられるため、資金需要に応じた着実な資金調達を実施しつつ、株価に対する影響も抑制することができること。
- ④ 当社普通株式の終値が下限行使価額の 120% に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が当初下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ⑤ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑥ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑦ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑤ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	1,404,450千円
本新株予約権の払込金額の総額	15,450千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,389,000千円
・発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、司法書士費用、信託銀行費用等）	20,000千円
・差引手取概算額	1,384,450千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載のとおり1,384,450,000円であります。当社は発生する資金需要に応じて行使指定を行ってまいります。当社による行使指定については一定の条件及び制限が設けられているため、現時点においては本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、差引手取概算額の合計額1,384,450,000円については、現時点で次のとおり充当予定であります。具体的な使途及び金額については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定いたします。なお、実際の充当時期までは、安全で流動性の高い短期的な預金等で運用する方針であります。

なお、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、本新株予約権に係る資金調達額は、本新株予約権発行後の当社株価により増減することが考えられるため、具体的な資金の使途及び金額が変更される可能性があります。仮に予定していた資金調達額に満たない場合は、下記に示した具体的な資金使途①継続的なリード化合物の創出と②現在進行中の5-HT_{2B}拮抗薬（RQ-00310941）の臨床第I相試験を優先し、①開発化合物の前臨床試験と③乃至⑥記載の各資金使途の中で残りの資金調達額の再配分を検討実施する予定です。

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 継続的なリード化合物の創出及び開発化合物の前臨床試験	500	平成28年1月 ～平成28年12月
② 現在進行中の5-HT _{2B} 拮抗薬（RQ-00310941）の臨床第I相試験	200	平成28年1月 ～平成28年12月

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
③ ダルババンシンの臨床第 I 相試験	200	平成 28 年 1 月 ～平成 28 年 12 月
④ 5-HT ₄ 部分作動薬 (RQ-10) の医師主導治験実施	100	平成 28 年 1 月 ～平成 28 年 12 月
⑤ 研究開発機器等の維持、更新等に伴う設備投資	100	平成 28 年 1 月 ～平成 28 年 12 月
⑥ ロイヤルティー等の安定収入獲得までの研究開発費等の運転資金	284	平成 28 年 1 月 ～平成 28 年 12 月

本新株予約権による調達資金は、中期経営計画の実行期間に計画している継続的なリード化合物の創出と着手を予定している当社開発化合物の研究開発費用に充当する予定としております。

①継続的なリード化合物の創出及び開発化合物の前臨床試験 500百万円

アカデミアとの産学連携による本格的な創薬研究の加速化とビジネスパートナーとの共同研究の促進に伴い、当社事業の根幹でもあります探索研究領域における投資費用に充当する予定であります。具体的には、新規ターゲットの評価系構築、化合物ライブラリーの拡充とスクリーニングの実施、リード化合物の適応症確認、薬理効果及び初期毒性の検証、リード化合物の最適化、さらには開発化合物の前臨床試験費用への充当を予定しております。

なお、計画している開発化合物の前臨床試験は、現在開発化合物にノミネートを検討している①癌に伴う食欲不振を主たる適応症とし、開発候補化合物の特性評価を継続実施しているグレリン受容体作動薬と②神経因性疼痛を主たる適応症とし、開発候補化合物をひとつに絞り込み特性評価を開始したTRPM8遮断薬を対象としております。

②現在進行中の5-HT_{2B}拮抗薬 (RQ-00310941) の臨床第 I 相試験 200百万円

5-HT_{2B}受容体は消化管の運動や知覚に関与しています。高い活性と選択性を持つ5-HT_{2B}拮抗薬である本化合物は、機能的消化管障害の中でも注目度の高い過敏性腸症候群 (IBS) の有効な治療薬として期待されます。前臨床試験 (in vivo薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験 (GLP基準)、安全性薬理試験 (GLP基準)) の結果を評価し、臨床ステージに進めることが可能と判断し、本年7月より第 I 相臨床試験を開始しています。次事業年度にかけて必要な臨床第 I 相試験費用に充当を予定しております。

③ダルババンシンの臨床第 I 相試験 200百万円

ダルババンシンは、改良グリコペプチド骨格に脂溶性側鎖を導入した、第2世代半合成リポグリコペプチド系抗菌薬です。ダルババンシンは、初回1000mg、1週間後に500mgのわずか2回の投薬で治療効果が認められた唯一の注射用抗菌剤です。ダルババンシンは、黄色ブドウ球菌 (メチシリン耐性菌MRSAを含む。)、化膿レンサ球菌、その他レンサ球菌属のグラム陽性菌に対してin vitroで殺菌的抗菌作用を持ちます。ダルババンシンは、米国において急性細菌性皮膚及び皮膚組織感染症 (ABSSSI) の治療薬としてDALVANCETMの商標で上市され、欧州においては平成27年3月にXYDALBATMの商標で薬事承認を得ています。この度、日本における開発・販売及び製剤の製造に関する権利を再取得したことに伴い、自社での臨床開発を視野に入れ検討しております。次事業年度にかけて必要な臨床第 I 相試験費用に充当を予定しております。

④5-HT₄部分作動薬 (RQ-10) の医師主導治験実施 100百万円

5-HT₄部分作動薬 (RQ-10) は、英国で健康成人 (88例組み入れ) による臨床第 I 相試験を終了し、高い安全性及び忍容性を確認、バイオマーカーとして、胃排出能への影響を検討、非常に低い用量 (3 μg/body) で明確に胃排出能を促進させることを確認しております。当該化合物は、①胃運動機能の改善 (胃不全麻痺、機能的ディスペプシア) と②小腸及び大腸運動機能の改善 (機能的便秘) に関連し、有望な可能性がある治療薬です。また、平成26年5月に米国Virginia Commonwealth University (VCU), Parkinson's and Movement Disorders Centerとの間で、パーキンソン病患者に併発する胃不全麻痺に対する本剤の有効性評価を目的とした、医師主導治験の実施に関する共同研究契約を締結しており、医師主導治験実施に向けた準備・開始するための、VCUへのサポート費用に充当する予定であります。

⑤研究開発機器等の維持、更新等に伴う設備投資 100百万円

当社が事業を開始して約7年が経過していますが、創薬研究開発インフラの維持管理、更新による創薬プラットフォームの充実を計るため、設備投資資金として充当する予定であります。

⑥ロイヤルティー等の安定収入獲得までの研究開発費等の運転資金 284百万円

現在取り組んでいる事業費用の見直し/適正化努力と併せて、次事業年度後半以降に見込まれている安定収益の獲得までの運転資金の一部に充当する予定であります。運転資金の具体的な内容としては、上述①から④以外の研究開発費等を予定しております。

なお、上記の本新株予約権で調達を予定の資金の支出時期は、平成28年1月以降を予定しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 30階、代表者野口真人）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社の配当予想、当社株式の流動性について一定の前提を置きつつ、割当先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社は資金調達の実現を目的とするべく行使の停止を行わず随時行使指定を実施し、また割当予定先は権利行使期間にわたって分散的に権利行使（一度に行う権利行使の数は1回当たり15個（15,000株）を行うものとし、その他、当社が取得条項を行使しない、割当予定先が「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 【本新株予約権の取得に係る請求】」に記載のとおり株価が当初下限行使価格を下回った場合には当社に対して本新株予約権の取得を請求する等、一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個の評価額を5,150円としました。

当社は、これを参考として、本新株予約権1個の払込金額を金5,150円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成27年8月25日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額（平成27年9月15日以降平成27年12月14日まで（同日を含む。）の期間中は278円、平成27年12月15日以降平成28年9月14日まで（同日を含む。）の期間中は510円）を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (4) 最近の株価の状況 ②最近6か月間の状況」及び「③発行決議日前日における株価」に記載の最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、株式会社ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、株式会社ブルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は株式会社ブルータス・コンサルティングによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成 27 年 7 月 31 日現在の総議決権数 157,672 個(発行済株式数 15,767,200 株)に対して最大 19.03%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 3,000,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 550,293 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	メリルリンチ日本証券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ティモシー・ラティモア		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	119,440 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 10 年 2 月 26 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801 株		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	769 名		
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行、 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店		
(12) 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態 (単 位 : 百 万 円)			
決 算 期	平成 25 年 3 月 期	平成 26 年 3 月 期	平成 27 年 3 月 期
営 業 収 益	52,584	71,942	53,590
営 業 利 益	△1,436	14,148	△803
経 常 利 益	11,230	14,163	△969
当 期 純 利 益	44,815	7,263	△6,946
純 資 産	166,805	174,068	167,122
総 資 産	4,115,571	4,646,874	6,163,319
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	18,760	3,040	△2,908
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	9,209	-	-
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	69,828	72,868	69,961

(注) 当社としてはメリルリンチ日本証券が反社会的勢力でない旨のチェックを行い、反社会的勢力に該当しないことを確認いたしました。なお、メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案を受けました。その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、メリルリンチ日本証券が有する機関投資家販売網やトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由【本スキームの特徴】」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、メリルリンチ日本証券と締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(メリルリンチ日本証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めること)を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの平成27年6月5日提出の第1四半期報告書及び割当予定先の平成27年3月期の事業概要(金融商品取引法第46条の4に基づく説明書類)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその完全親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の報告を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成27年6月30日現在）		
氏名	持株数	持株比率
CIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATED (常任代理人 大和証券株式会社)	2,296,000	15.45
ファイザー株式会社	1,486,000	10.00
NIFSMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合	1,060,800	7.14
コラボ産学官ファンド投資事業有限責任組合	160,000	1.08
長久 厚	152,000	1.02
株式会社SBI証券	135,700	0.91
新井 計男	122,800	0.83
平井 昭光	80,000	0.54
アイザワ3号投資事業有限責任組合	80,000	0.54
松井証券	79,200	0.53

- (注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. SMBCベンチャーキャピタル株式会社から、平成27年7月2日付で大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出され、平成27年6月30日現在、SMBCベンチャーキャピタル株式会社が無限責任組合員となっているNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合が保有する当社株式のすべてを売却した旨の報告を受けたため、当該大量保有報告書（変更報告書）に記載された同投資事業有限責任組合の保有株式数0株を基準として、上記表には含めておりません。
4. 株式会社大和キャピタル・ホールディングス（旧商号：大和企業投資株式会社）から、平成27年7月7日付で大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出され、平成27年6月30日現在、株式会社大和キャピタル・ホールディングス（旧商号：大和企業投資株式会社）が無限責任組合員となっているNIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合が上記のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けたため、上記の大株主の状況には、平成27年6月30日時点の株主名簿に、当該大量保有報告書（変更報告書）に記載された同投資事業有限責任組合の保有株式数を反映しております。
5. 株式会社大和キャピタル・ホールディングス（旧商号：大和企業投資株式会社）は、平成27年7月1日付の吸収分割方式による会社分割により、無限責任組合員となっているNIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合としての権利義務を大和企業投資株式会社（旧商号：大和キャピタル・パートナーズ株式会社）に承継させております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成27年12月期の当社の個別業績に与える影響は、軽微であります。なお、本新株予約権の具体的な資金使途に調達資金を充当することにより継続的なリード化合物/開発化合物の創出を目指して、創薬研究体制の構築と強化が可能となります。また、当社が保有するプログラムの価値向上が見込まれ、魅力的なプログラムとして、早期の収益獲得が期待されます。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成27年7月31日現在の総議決権数に対して最大19.03%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
売上高	—	228	153
営業損失（△）	—	△2,137	△2,183
経常損失（△）	—	△1,819	△2,116
当期純損失（△）	—	△1,108	△638
1株当たり当期純損失（△）（円）	—	△82.70	△45.70
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	—	423.84	314.66

（注）平成25年12月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年8月25日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	15,767,200株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	172,006株	1.09%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、当社取締役、監査役、執行役員及び従業員向けのストック・オプションに係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	15,767,200株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,172,006株	20.12%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	3,172,006株	20.12%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始 値	655円	352円	679円
高 値	700円	2,042円	812円
安 値	227円	345円	417円
終 値	348円	681円	440円

(注) 各株価は、各株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)市場におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(グロース)市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	402円	403円	403円	414円	694円	549円
高 値	435円	425円	478円	709円	774円	688円
安 値	387円	401円	398円	410円	451円	430円
終 値	401円	408円	418円	709円	520円	463円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)市場におけるものであります。
2. 平成27年8月の株価については、平成27年8月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成27年8月25日
始 値	453円
高 値	520円
安 値	430円
終 値	463円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による行使価額修正条項付き第8回新株予約権の発行

割当日	平成25年7月4日
発行新株予約権数	2,500個
発行価額	新株予約権1個当たり15,000円(総額37,500,000円)
発行時における調達予定資金の額	3,286,500,000円(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	113,267,200株
割当先	メルルリンチ日本証券株式会社
当該募集による潜在株式数	2,500,000株
現時点における行使状況	新株予約権総数2,500個のうち290個につき行使済み、2,210個につき平成26年7月22日に取得及び消却
現時点における調達した資金の額	271,775,000円(差引手取概算額)

発行時における 当初の資金使途	① 国で実施される5-HT ₄ 部分作動薬 (RQ-10) の臨床第 I 相試験の成功に伴う、 臨床第 II 相試験の計画及び実施 ②5-HT _{2B} 拮抗薬 (RQ-00310941) 及びモチリン受容体作動薬 (RQ-00201894) の 初期臨床試験の計画と実施 ③当社の強みであるResearch Driveによる継続的な開発候補品の創出を実現す るための研究開発投資 ④組織スリム化後の研究開発体制の生産性向上を目的とする、研究機器等への 新規設備投資と運転資金
発行時における 支出予定時期	平成26年 1 月以降
現時点における 充当状況	第 8 回新株予約権の行使により調達した資金につきましては、主に発行時にお ける当初資金使途③継続的な開発候補品の創出を実現するための研究開発投資 に充当いたしました。

② 第三者割当による行使価額修正条項付き第 10 回新株予約権の発行

割当日	平成26年 7 月22日
発行新株予約権数	2, 210個
発行価額	新株予約権 1 個当たり 6, 600円 (総額14, 586, 000円)
発行時における調達予 定資金の額	1, 366, 996, 000円 (差引手取概算額)
募集時における 発行済株式数	13, 557, 200株
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
当該募集による 潜在株式数	2, 210, 000株
現時点における 行使状況	全新株予約権行使済み
現時点における調達し た資金の額	1, 192, 566, 000円 (差引手取概算額)
発行時における 当初の資金使途	①5-HT ₄ 部分作動薬(RQ-10)及びアシッドポンプ拮抗薬 (RQ-4) の研究開発費 ②5-HT _{2B} 拮抗薬 (RQ-00310941) 及びモチリン受容体作動薬(RQ-00201894)の初 期臨床試験 ③リード化合物の創出及び開発候補化合物の非臨床試験
発行時における 支出予定時期	平成27年 1 月以降
現時点における 充当状況	第10回新株予約権の行使により調達した資金につきましては、①アシッドポン プ拮抗薬(RQ-4)の日本における臨床第 I 相試験の計画及び実施、②5-HT _{2B} 拮抗 薬 (RQ-00310941) の臨床第 I 相試験の計画及び実施 (一部)、③リード化合物 の創出と開発化合物の前臨床試験等の研究開発投資に全額充当いたしました。

以 上

(別紙)

ラクオリア創薬株式会社第 11 回新株予約権 (第三者割当て) 発行要項

1. 本新株予約権の名称
ラクオリア創薬株式会社第 11 回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成 27 年 9 月 11 日
3. 割当日
平成 27 年 9 月 14 日
4. 払込期日
平成 27 年 9 月 14 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,000,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 1,000 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
3,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 5,150 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 5.15 円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 463 円とする。
10. 行使価額の修正
第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下「修正日」という。) の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」という。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額 (以下に定義する。) を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」は、平成27年9月15日以降平成27年12月14日まで（同日を含む。）の期間中は278円、平成27年12月15日以降平成28年9月14日まで（同日を含む。）の期間中は510円とし、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right)}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成27年9月15日から平成28年9月14日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり5,150円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり5,150円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金5,150円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成27年8月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
- 19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 20. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 名古屋支店
- 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
- 22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 23. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上